



貸費制度を採用しているのをごい  
すが、それと同じでございます。式で  
書きますと、免除額は債務額かける分  
母が採用期間かける二分の三、分子が  
在職期間、そういうふうな式になるの  
であります。

○滝井委員 わかりました。それが一  
部を免除する額だそうでありませう。そ  
れは結局政令で定めることになるので  
すね。

○山口(正)政府委員 さようでござい  
ます。

○滝井委員 次にお尋ねをしたいの  
は、お金を借りて卒業をした、ところ  
がどうも家庭の事情その他で公衆衛生  
の業務につくことができない、保健所  
の職員となることができない、従って  
初めから当初のお約束とは違つた状態  
になるわけなんです。この場合に、  
こういうお金を借りるような人ですか  
ら、その財産もないし、払えません。  
いずれ私働しながらお返しをしていき  
たいと思つてますが、とにかく今は払え  
ません。こういうように、初めから払  
えないという者についての処置は一体  
どういうことになるのですか。

○山口(正)政府委員 返還は月賦また  
は半年賦で返していただく、これは  
政令で定めたいと思つております。そ  
の返還期間は、第八条にございませう  
に、貸手を受けた期間の二分の一に  
相当する期間内に返さなければならな  
いということになるわけでございますが  
、そのときに返せないという場合に  
なりますと、その間に返還の義務が生  
じて、しかも返還できないというよう  
な場合には延滞利息がつくということ  
になるわけでございます。ただその場  
合に、何か特別な事情でどうしても返

せないという理由がやむを得ない  
というように認められるような場合に  
は返還の猶予ということができるので  
ございますが、そうでない場合にはや  
はり延滞利息がつくということであり  
ます。

○滝井委員 国の債権の管理等に關す  
る法律との関係ですね。たとえば「担  
保を提供させ、かつ、利息を附するも  
のとする」というのがあるが、こうい  
うものとの関係なんです。これはお  
そらく一番初めの意思は保健所の職員  
になるんだという意思でお借りをした  
が、しかしいろいろな社会的条件や家  
庭的な条件等でどうもそういうわけに  
はいかぬといった場合には、払えない  
といつて差し押えをするわけにはいか  
ぬと思つてますが、そういう差し押え  
等の関係あるいは国の債権の管理等に  
關する法律との関係を簡単に御説明願  
いたいと思つてます。

○山口(正)政府委員 借りました場合  
に、今考えておりますのは、一回ごと  
に借用証書を出してもらひまして、  
それから最後の貸手るときに貸手総額  
についての借用証書を出し、それに保  
証人が連署してもらふというふうにか  
考へていられるわけでございますが、返還債  
務が履行されない場合には、その借用  
証書によりまして、本人または保証人  
を相手取つて一般の民事訴訟法の規定  
に従つて裁判所に提訴するというよう  
なことをやりたいと思つております。  
それから担保を取るといふことは現在  
考えておりません。

○滝井委員 担保を取るとは考えて  
いないのでございませう。  
次には、自衛隊にも、昔は軍医と  
言つたが、今は自衛官なんですしや  
り、それが医師が不足ということでご  
いう同じ制度があるんですね。そう  
しますと、自衛隊のこういう貸費制と  
の均衡上の問題です。専門委員室の資  
料によりまして、やはりいろいろ違つ  
ておるようであるんですが、国家公務  
員という点においては自衛隊も保健所  
の職員も同じわけですから、昔の軍隊  
のように、自衛隊だからといつてそう  
特種的なものは手えられていないと思  
うのです。そうしますと、たとえば返  
還の猶予なんかでもいろいろ違いがあ  
るようであるんですが、こゝらあたり  
の調整はどういう具合なお考えでここ  
にいろいろ相違の出ている程度の調整  
になつたのか、それを簡単に御説明願  
いたいと思つてます。

○山口(正)政府委員 大体この公衆衛  
生修学資金とそれから自衛隊における  
貸費制度との関係は、原則としてま  
は同じような取り扱いをしたいという  
方針で進んだわけでございますが、た  
だ一、二違ふ点がございます。その第  
一は、この公衆衛生修学資金におきま  
してはインターンに対して修学資金を  
貸手するといふ考へてございませうが、  
自衛隊におきましては、数年前から実  
地修練期間、つまりインターンの期間  
中は隊員として採用しておる、従いま  
して、自衛隊ではインターンの期間中、  
実地修練中の者に対しては貸手するとい  
ふ条項がございませぬので、その点  
が違つておるわけでございます。ま  
た、従つて貸手期間もそれで差ができてお  
るわけでございます。それから貸手金  
額は大体自衛隊と歩調を合せてござい  
ますが、ただ実地修練を行なつてお  
る者に貸手するのはこの公衆衛生修学  
資金だけでございますので、別に考へ

ておるわけでございます。それから自  
衛隊の方では本法の第七條にございま  
す。規定は設けてはおりませぬ。それか  
ら返還の場合でございますが、自衛隊  
の方では二年以内に返還しろというよ  
うな規定でございますが、本法の方は貸  
手期間の二分の一に相当する期間内と  
いうことでありませう。実際問題とい  
たしまして、インターンもひつくるめま  
して一年から五年まで五年間全部借り  
ました者は二年以内ということにな  
りますので、自衛隊よりその点が少し  
ゆるやかでございます。しかし貸手期  
間の短かい者につきましては自衛隊よ  
りも少しきつくなるということで大  
体バランスをとつておるわけございま  
す。それから裁量免除の場合でござい  
ますが、いずれの場合も全部免除いた  
しません。借りました期間の二分  
の三に相当する期間以上在職したとき  
で、これは自衛隊も本法も同じでござ  
います。しかし本法では最低限三年に  
なつておりますが、自衛隊の方は四年  
になつております。これはインターン  
の期間の關係で四年と三年というふう  
な差ができておるわけでございます。  
そういうふうには、一、二差のある点は  
ございませうけれども、原則としては大  
体同じような方法をとるつもりでござ  
います。

○滝井委員 金額は月四千五百円で、  
どちらも同じですね。

○山口(正)政府委員 学生につきまし  
ては両方とも四千五百円でございます  
。ただ実地修練を行なつておる者に  
対しましては六千円というふうに考へ  
ております。

○滝井委員 次に保健所の職員の充足  
状態が、特に医師、歯科医師等がよ  
くないですね。これは政府の方からお出  
しになつた資料を見ても、歯科医師は  
六九・九六、医師は六〇・六七と  
いうように、六割から七割程度しか充  
足率がないという状態なんです。どう  
してこんなに不足をしておるかとい  
うのは、公衆衛生方面への関心が非常  
に欠如していることと、給与が民間の者  
より非常に低いことがあげられてい  
るようでございます。従つてこういう根  
本的な理由があるとなれば、幾分お金  
を貸して三年なり四年を保健所に勤務  
してもらへば、あとその借りたお金に  
対する義務が終ればまたいなくなる可  
能性が出てくるわけなんです。こういう状  
態になりますと、保健所の公衆衛生官  
としての役割といふものは、保健所に  
ヴェテランがいなくなつて、三年か四  
年でようやく通曉したというときに  
は、もう義務が終るので、それから、も  
っと高いところに就職をしていくとい  
う状態が出てくる可能性が強いわけ  
です。私はこれはやはり保健所に勤務し  
ておるこういう技術職員にもっと希望  
を持たせる道を切り開く必要があると  
思つております。最近科学技術の振興が非  
常に叫ばれるようになってから、技術  
官と事務官との均衡論が科学技術の委  
員会なんかでも出ております。そうい  
う点で――これはどうも局長さんは技  
術官だから工合が悪い、大臣に尋ねな  
ければならぬと思つてますが、提案理  
由にあげてある公衆衛生方面の関心が  
欠けておるとか、給与が民間より低い  
ということもあるでしょうが、それよ  
り、やはり役所における技術官の、立

ておるわけでございます。それから自  
衛隊の方では本法の第七條にございま  
す。規定は設けてはおりませぬ。それか  
ら返還の場合でございますが、自衛隊  
の方では二年以内に返還しろというよ  
うな規定でございますが、本法の方は貸  
手期間の二分の一に相当する期間内と  
いうことでありませう。実際問題とい  
たしまして、インターンもひつくるめま  
して一年から五年まで五年間全部借り  
ました者は二年以内ということにな  
りますので、自衛隊よりその点が少し  
ゆるやかでございます。しかし貸手期  
間の短かい者につきましては自衛隊よ  
りも少しきつくなるということで大  
体バランスをとつておるわけございま  
す。それから裁量免除の場合でござい  
ますが、いずれの場合も全部免除いた  
しません。借りました期間の二分  
の三に相当する期間以上在職したとき  
で、これは自衛隊も本法も同じでござ  
います。しかし本法では最低限三年に  
なつておりますが、自衛隊の方は四年  
になつております。これはインターン  
の期間の關係で四年と三年というふう  
な差ができておるわけでございます。  
そういうふうには、一、二差のある点  
はございませうけれども、原則として  
は大體同じような方法をとるつもり  
でございませう。

○滝井委員 金額は月四千五百円で、  
どちらも同じですね。

○山口(正)政府委員 学生につきまし  
ては両方とも四千五百円でございます  
。ただ実地修練を行なつておる者に  
対しましては六千円というふうに考へ  
ております。

○滝井委員 次に保健所の職員の充足  
状態が、特に医師、歯科医師等がよ  
くないですね。これは政府の方からお出  
しになつた資料を見ても、歯科医師は  
六九・九六、医師は六〇・六七と  
いうように、六割から七割程度しか充  
足率がないという状態なんです。どう  
してこんなに不足をしておるかとい  
うのは、公衆衛生方面への関心が非常  
に欠如していることと、給与が民間の者  
より非常に低いことがあげられてい  
るようでございます。従つてこういう根  
本的な理由があるとなれば、幾分お金  
を貸して三年なり四年を保健所に勤務  
してもらへば、あとその借りたお金に  
対する義務が終ればまたいなくなる可  
能性が出てくるわけなんです。こういう状  
態になりますと、保健所の公衆衛生官  
としての役割といふものは、保健所に  
ヴェテランがいなくなつて、三年か四  
年でようやく通曉したというときに  
は、もう義務が終るので、それから、も  
っと高いところに就職をしていくとい  
う状態が出てくる可能性が強いわけ  
です。私はこれはやはり保健所に勤務し  
ておるこういう技術職員にもっと希望  
を持たせる道を切り開く必要があると  
思つております。最近科学技術の振興が非  
常に叫ばれるようになってから、技術  
官と事務官との均衡論が科学技術の委  
員会なんかでも出ております。そうい  
う点で――これはどうも局長さんは技  
術官だから工合が悪い、大臣に尋ねな  
ければならぬと思つてますが、提案理  
由にあげてある公衆衛生方面の関心が  
欠けておるとか、給与が民間より低い  
ということもあるでしょうが、それよ  
り、やはり役所における技術官の、立

ておるわけでございます。それから自  
衛隊の方では本法の第七條にございま  
す。規定は設けてはおりませぬ。それか  
ら返還の場合でございますが、自衛隊  
の方では二年以内に返還しろというよ  
うな規定でございますが、本法の方は貸  
手期間の二分の一に相当する期間内と  
いうことでありませう。実際問題とい  
たしまして、インターンもひつくるめま  
して一年から五年まで五年間全部借り  
ました者は二年以内ということにな  
りますので、自衛隊よりその点が少し  
ゆるやかでございます。しかし貸手期  
間の短かい者につきましては自衛隊よ  
りも少しきつくなるということで大  
体バランスをとつておるわけございま  
す。それから裁量免除の場合でござい  
ますが、いずれの場合も全部免除いた  
しません。借りました期間の二分  
の三に相当する期間以上在職したとき  
で、これは自衛隊も本法も同じでござ  
います。しかし本法では最低限三年に  
なつておりますが、自衛隊の方は四年  
になつております。これはインターン  
の期間の關係で四年と三年というふう  
な差ができておるわけでございます。  
そういうふうには、一、二差のある点  
はございませうけれども、原則として  
は大體同じような方法をとるつもり  
でございませう。

○滝井委員 金額は月四千五百円で、  
どちらも同じですね。

○山口(正)政府委員 学生につきまし  
ては両方とも四千五百円でございます  
。ただ実地修練を行なつておる者に  
対しましては六千円というふうに考へ  
ております。

○滝井委員 次に保健所の職員の充足  
状態が、特に医師、歯科医師等がよ  
くないですね。これは政府の方からお出  
しになつた資料を見ても、歯科医師は  
六九・九六、医師は六〇・六七と  
いうように、六割から七割程度しか充  
足率がないという状態なんです。どう  
してこんなに不足をしておるかとい  
うのは、公衆衛生方面への関心が非常  
に欠如していることと、給与が民間の者  
より非常に低いことがあげられてい  
るようでございます。従つてこういう根  
本的な理由があるとなれば、幾分お金  
を貸して三年なり四年を保健所に勤務  
してもらへば、あとその借りたお金に  
対する義務が終ればまたいなくなる可  
能性が出てくるわけなんです。こういう状  
態になりますと、保健所の公衆衛生官  
としての役割といふものは、保健所に  
ヴェテランがいなくなつて、三年か四  
年でようやく通曉したというときに  
は、もう義務が終るので、それから、も  
っと高いところに就職をしていくとい  
う状態が出てくる可能性が強いわけ  
です。私はこれはやはり保健所に勤務し  
ておるこういう技術職員にもっと希望  
を持たせる道を切り開く必要があると  
思つております。最近科学技術の振興が非  
常に叫ばれるようになってから、技術  
官と事務官との均衡論が科学技術の委  
員会なんかでも出ております。そうい  
う点で――これはどうも局長さんは技  
術官だから工合が悪い、大臣に尋ねな  
ければならぬと思つてますが、提案理  
由にあげてある公衆衛生方面の関心が  
欠けておるとか、給与が民間より低い  
ということもあるでしょうが、それよ  
り、やはり役所における技術官の、立

ておるわけでございます。それから自  
衛隊の方では本法の第七條にございま  
す。規定は設けてはおりませぬ。それか  
ら返還の場合でございますが、自衛隊  
の方では二年以内に返還しろというよ  
うな規定でございますが、本法の方は貸  
手期間の二分の一に相当する期間内と  
いうことでありませう。実際問題とい  
たしまして、インターンもひつくるめま  
して一年から五年まで五年間全部借り  
ました者は二年以内ということにな  
りますので、自衛隊よりその点が少し  
ゆるやかでございます。しかし貸手期  
間の短かい者につきましては自衛隊よ  
りも少しきつくなるということで大  
体バランスをとつておるわけございま  
す。それから裁量免除の場合でござい  
ますが、いずれの場合も全部免除いた  
しません。借りました期間の二分  
の三に相当する期間以上在職したとき  
で、これは自衛隊も本法も同じでござ  
います。しかし本法では最低限三年に  
なつておりますが、自衛隊の方は四年  
になつております。これはインターン  
の期間の關係で四年と三年というふう  
な差ができておるわけでございます。  
そういうふうには、一、二差のある点  
はございませうけれども、原則として  
は大體同じような方法をとるつもり  
でございませう。



井君の言われましたような保健所長の地位を強化するという問題はぜひとも一つ厚生省でお考えになるべき事項であると思ひます。国民皆保険の問題につきましても医療機関の重要なことはもちろんですが、これに関連して起る保健所問題——保健所の機構及びその職員の問題——は、これは非常に重要な問題です。厚生省当局において今年度若干の進歩は認められましたが、これでも、さらにも一歩進められんことをわれわれは希望申し上げます。

○山口(正)政府委員 ただいま御指摘の点は、先ほどから滝井先生からも御指摘がございましたが、私も最も悩んでおる問題でございますので、亀山先生からの御注意の点十分意に体して今後処していきたいと思ひます。

○藤本委員長 八田貞義君。

○八田委員 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案について質問させていただきます。まず質問の第一点は、この法律は経済立法であるか、あるいは公衆衛生立法であるか、この点につきまして、提案者の御答弁をお願いいたします。

○亀山委員 まことにごもっともな御質問でございます。環境衛生関係の営業というものは、国民の日常の健康に直ちに影響を及ぼすものでございませう。従つて旅館業法、あるいは公衆浴場法、その他環境衛生関係の法令によりまして、許可、届出の法的措置を講じておりました。衛生基準の厳守をばかっているものでございませう。本来この種の営業というものは衛生措置の万全を期して、初めて完全に営業がなされるものでありますから、いたずらに過度の競争、不当競争というようにな

とに陥ることは、ややもすると、その結果は衛生措置に欠陥を生ずるおそれがございます。こういう見地から、経営の安定をたたらす、営業の安定をたたらすことは、とりもなおさず公衆衛生の保持に寄与できるのでございませう。この点から申しまして、この法律案は公衆衛生立法であると申して差しつかえないと思ひます。けれども一面、経済にも非常に深い関係がございます。ですから経済立法の点も加味して参らなければならぬ。けれども中心はあくまで公衆衛生立法である、かように御了承願ひたいと思ひます。

○八田委員 ただいまの亀山提案者のお話によりまして、公衆衛生立法であるが、兼ねて経済立法も加味しておるんだ、こういうような御答弁でありました。

そこで主婦連合会がこの法案に対して反対をいたしておるのであります。その趣旨としては料金の値上げに抱いておるのであります。この点につきましては主編連合会の反対理由は間違いないと、誤解に基くものであるといふことを明らかに表明していただくようにお願ひいたしましたのであります。この料金の値上げにせぬかという不安に対してどのような見解をお持ちか、御答弁を願ひます。

○亀山委員 ただいま八田委員のお話のように、この法案が公表されましたからいろいろの論議がございませう。そのうちに今お示しのありました消費者代表からの料金についての懸念が多分にわれわれのところへ参つております。それにつきまして料金をたは販売価格の制限の基本とするのに

は、この法案によりまして適正化規程においてある程度基準を設けたい。この趣旨によりまして、府県におきましては都道府県知事、それから厚生大臣、公正取引委員会という三者の行政官庁を経て初めて効力を発生するものでございませう。しかもこの法案にありましては、国及び都道府県に設けられますところの環境衛生適正化審議会、これには必ず消費者代表を委員に加えます。消費者の意見を十分述べ、その意見を尊重するようにしておりますので、今お示しのような主婦連合会の御懸念のあります料金の問題に対しては、大体消費者の立場を不当に不利にする結果にはならない、かように考えておるのでございませう。

○八田委員 この法律の第二条におきまして、食品関係の営業は、政令で業種を定めることができるようになっておりますが、どういふ業種をお考えになつておるか御答弁願ひます。

○亀山委員 お話のございました第二条の政令に関する問題でございます。食品営業というものは非常に幅の広い営業であります。提案者といつたしましては、これらの食品衛生関係営業に對して法的衛生基準の定められていないものが相当ございませう、といつて全部に對して衛生基準をきめるというところもあるいはその必要はないと思われませう、そういう点を考慮いたしました。大体食品営業の関係におきましては、喫茶店、料理店、それから食品の製造営業、こういうものに重点を置きまして、いわゆる販賣業につきましては十分研究して参りたいと思ひております。これにつきましては、従来の環境衛生関係の法令を運用して参りまし

た厚生省の公衆衛生局長あるいは環境衛生部長から私のお答えに補充してお答えしたいと思ひます。

○楠本政府委員 この点はいずれも政令で指定することになっておりますが、ただいま亀山先生からお答えがございませう。食品衛生関係のうちに特に守るべき衛生基準が定められておるものうちから何を選ぶかということでございますが、ただいまも御指摘がございましたように、この法案は、私ども拝見いたしましたし、必ずしも経済立法というふうなものではなく、むしろ公衆衛生が中心となつておる関係から考えまして、その営業方法あるいは過当競争がやもすると衛生の措置を危うくする、あるいは場合によりますと、その営業方法が社会上いろいろな批判を受ける、不健全な社会を醸成して行くというふうな事例がございませうので、これらについて食品衛生上考えて参りたいと思つておりますが、今また亀山先生からお話のように、主として販賣業またサービス業というふうなものをお考えまして、さような点からサービス業といつたしましては喫茶店あるいは飲食店、さらに販賣業といつたしましては特に衛生上いろいろな問題が多い、しかも過当競争の結果、国民が非常に迷惑をこうむるような営業方法に陥りやすい業種、たとえませうれば食肉販賣業あるいは医薬品にも準ずべき製氷販賣業、かようなものをお考えたい、かように考えておる次第でございませう。

○八田委員 やはり第二条関係で環境衛生同業組合と中小企業等協同組合との関連はどうか。第二条関係から考えますと、当然環境衛生同業組合というものが出て参ります。そこで環境衛生同業組合と中小企業等協同組合との関連が今後どういふふうになつていくか、あるいは関連についてどのような御見解をお持ちになつておるか、お知らせ願ひたいと思ひます。

○亀山委員 御質問の要旨は、この法案と中小企業等協同組合及び今提案を云々されております中小企業団体法あるいは組織法との関係の御質問と思ひますが、これは非常に重要な問題だと思ひます。提案者の考えをいたしましては、環境衛生関係の営業というものは、申すまでもなくサービス業であり、同時に、今申し上げましたように、国民の日常の健康に重要な影響を持つ営業でありますだけに、その方に重点を置いたのでございませう。また中小企業等協同組合にいたしましては、中小企業団体組織法にいたしましては、これらのねらいは、いずれも大企業と中小企業との関係において中小企業を保護育成するという目的であります。従いまして、その目的を異にいたしておりますので、提案者といつたしましては、この法律は、冒頭に申し上げたように、別個の公衆衛生立法に重点を置きまして、これらの法律とは切り離して制定を願ひたい、かように考えておるのでございませう。

○八田委員 そこでもう一つ懸念になつてくることは、組合が保護強化されることはまことにけっこうでございませう。ところが業界ボスが生ずるおそれというか、結果とならばせぬか、こういうことも考えられてくるわけですから、組合の強化とともに業界ボスの発生、こういうことも一応懸念として浮















じますので、はなはだどうもお答えが的確を欠くかもしませんが、これは行政力並びに業界の自発的活動とが両々相俟ってこれらの調整をはかりつつ、よりよきサービス、よりよき業界の発展というものを国民のために意図しておるものではないか、かように考へる次第でございます。

○野澤委員 非常にしつこく突っ込むようですが、この法律のポイントはこのにあると思ふので、もう一ぺん念を押しておきます。大衆民主政治の特色といふは、欠陥といふかあるいは矛盾といふか、冒頭に私が申し上げました七団体なら七団体がこの環衛法といふものに対しては非常な期待をしておると思ふ、そしてその期待といふものは、法律ができさえすれば料金の規制もできる、乱充の防止もできる、またすべての衛生施設といふものも向上していくのだ、こういうみずからわくわくするほどの大きな期待を持った立法なのです。ところが立法者の御説明あるいは政府のこれに同意された見解等を拝聴すると、半面既得権者に対するところの強い擁護立法だといふ感じを強く受ける。けれども法律そのものを野放しにして、従来の取締り立法と違つてこれは擁護立法ですから、法律をそのまま委員会に流した、国会が法律を通過させたというだけでは、この法律の効果が上つてこないと思ふ。そうすると、自主的々々々という言葉で説明されていますが、結局サービス面を向上させ、料金の規制をやる、また経済行為のみずからの立場というものを話し合いの広場を作つては逐次改善していく、こういう組合自体の運営の面に大きな比重がかかつてく

ると思ふ。従つてあなたの方で一体どうなるのだと追及されても、行政官庁としては、どうぞりつぱにおやり下さり、そのアドヴァイスだけはしようがないか、こういうことのように感じられるのですが、こういう解釈をして間違いないであらうか。またそれは違ふのだ、政府としても責任を持つてもつと強力にこれを監督指導してやるのだという考え方が、それとも運営の面をしつかりやつて各業者が組合を作るたびにこれをよりよく強化していかなければ法律の効果が生まれないのだという考え方が、この点もう一ぺん簡単でけつこうですかから伺いたい。

○楠本政府委員 お答えを申し上げます。たびたびの御指摘ではなはだ恐縮でございますが、これはどちらに重点があるかといふことはなかなか言にくいものと私は思ふ。政府の指導と業界の自衛とが両々相俟つて初めて問題を解決し得られるのだと存じます。従つて私どもはこの法律を一貫して流れております御趣旨を十分に尊重いたしまして、先ほど来御指摘が出ております官僚統制にわたらないように、しかも業界とよく話し合いをいたしまして、業界の健全な発達を期する、そうしてどうしても業界に対して擾乱的な行為をなす者に対しましては、これは慎重な態度ではあります。最後のには相当な強権を発動することもやむを得ないだらう、かように考へておる次第であります。しかし一方業界があまり政府にたより過ぎて、自分たちは何ごともしないといふことではないか。従つてどうも抽象的なお答

えではなはだ恐縮でございますが、やはり私も法の精神を十分に尊重いたしまして、業界に対しては十分な指導、監督並びに話し合いもいたしていい。しかし業界自身もやはりこの法律の趣旨のあるところをよく理解して、自発的にできるだけの努力をして、それで両々相俟つて初めて万全の姿が生まれてくる、かように考へる次第でございます。

○野澤委員 そこで提案者に今度お尋ねしたいのですが、自民党、社会党も、中小企業立法として団体法や組織法が今出されたり出されようとしておりますけれども、先ほど亀山さんの御回答によりますと、団体法とは切り離すといふことを原則にしておる。そうなつてきますと、資金のあつせんといふ面が一番われわれが心配しなければならぬことは、中小企業資金のうちで、商工中金の団体融資——組合に貸し付ける金が、この法律に従う業者には流れてこないのじゃないか。しかも一般法でもつて、この方はどうしても握つていくのだといふことになつてきますと、この業者に対しては国民金融公庫あたりから金を借りなければならぬといふことになつてきます。業種によつては膨大な資金も必要ありませんから差しつかえないようですが、興業法の適用を受けるものとかあるいは旅館業法に基づく業種であるとかいろいろに、業種の別によつてはかなり適用される業種で多額の資金を要する場合は起さなくてはならないことが原則であるとするれば、これらに対してどうい

の改正をしてこちらにも流れてくるよりにしたいといふお考えでいるのか、また全然これは通産省の方にたよつていかなければならぬといふ考へなのか、この点のところを、これからどう考へるといふことのお答えをもらうより、か、こういう考へ方だけをおっしゃつていただきたいと思います。

○亀山委員 お言葉のように、環境衛生関係の営業に對します資金の問題につきましても、確かに旅館あるいはその他の興行場あるいは理容、美容等に關しても、中小企業金融公庫あるいは国民金融公庫の方で順位が非常に悪い、困つておることはよくわかつております。そこで今お示しいただきました中小企業の団体法との関連におきましては、もしでき得ることならば、商工中金法を改正していただきまして、そしてこの環境衛生関係に資金が回るようにしていただきたい、そういう努力をいたしたい、かように考へております。

○野澤委員 非常によくわかりました。が、なおこの第二条に「この法律は、次の各号に掲げる営業につき適用される」とありまして、一から七まで示されております。そこで理容業、美容業、それからクリーニング、公衆浴場等は概念としてサービス業としての性格がはつきりしておるのです。ところがこのうち一号の食品衛生法第二十条に規定されている営業というのが別の法律でたくさん並べてあります。こういうものが一方あるかと思ふと、興行場法で先ほど八田委員から質問がありましたように、一体映画だけを採り、環境衛生の立場から劇場その

他については放任しておいていいのか。同時にまたこうした映画だけを限つたといふことでもあります。が、映画の経営者といふものは、比較的中小企業に近いものもあれば大資本を擁していわゆる関連経営をする、十館も十五館も持つといふような大資本家もいる、こういうような資本的な対立といふものが半面見受けられる、また旅館業法を考へてみましても一概にホテルといふかそういふ大きなものから簡易宿泊所のようなものまでおそろくこれは含むものだと思うのですが、こうしたものを七団体もここに盛り込んだといふのは、一体これは公衆衛生の面からきたのか、業者の希望によつて入れたのか、この経過についてお話しつかえなければ伺いたいと思ふ。

○亀山委員 今御質問の点につきましてはお話のように興行場につきましても旅館業につきましても大資本が相当入つております。食品衛生法も同様

もございまして、これらのことを考  
えまますとあくまでも今の御意見のよう  
に私は公衆衛生立法として中小企業団  
体法から切り離すのが妥当である、か  
ように考えましたのでございまして。

○野澤委員 そこで八田委員も質問し  
ておったようでございしますが、第一項  
に食品衛生法の中で「政令で定めるも  
の」こうきめてあります。そこで食品  
衛生法の第二十条を見ますと、飲食店  
営業、喫茶店営業、菓子製造業、ある  
いは乳製品製造業等たくさん並んでお  
りまして、業態も二十からあげており  
ます。提案者としてはその中で二つか  
三つという考えでおそらく立案された  
のだと思いますが、そこで反対に楠本  
部長の方にお尋ねしたいのです。ただ飲  
食店営業というてもたくさんあります  
から、こういうものを全部この法律に  
含ませるのか、それともその中の一部  
を取り上げるのか、また二十からあり  
ますこの法律第二十条の規定の中で幾  
つぐらいの業態を指定しようとするの  
か、この点を第一に伺いたい。

それから第二点として「政令で定め  
るもの」というのは、おそらくこれは  
業者が希望する、また政府でも妥当と  
思われるものに政令を出すのだと思っ  
ますが、逐次これはふやす意思でもっ  
てしぼっていかれるのか、あるいはま  
た一応限度を考えて、その政令とい  
うものはそう簡単にふやすものでない  
という考え方なのか、この辺のところを  
楠本部長からお尋ねしたいと思いま  
す。

○亀山委員 野澤委員は楠本さんを御  
指摘になりましたが、便宜私が提案の  
考えだけを申し上げたいと思えます。

それはお示しのように食品衛生法に  
は二十ほどの業態がございまして。これら  
の業者の中でとりあえず私どもが考え  
ましたのは先般八田君にも申し上げた  
ように、喫茶店、飲食店及び食品製造  
業、こういうように大別いたしましたので  
ございまして。しかし今お言葉のように  
飲食店にもいろいろございまして、ま  
た食品の製造業及び販売業にもいろい  
ろございまして。これらは先般数年前に  
厚生省指導のもとに食品衛生協会とい  
うものを全国に作りました際にもいろ  
いろ問題がございました点でございま  
して、これは業者の皆様の見解及び  
今御指摘になりました厚生省から見  
た必要性、こういうものをこの法律が施  
行されますれば勸業として政令で指定さ  
れることを提案者としては考えており  
ましたので、以上つけ加えて申し上げ  
まして、あとは楠本衛生部長からお答  
え申し上げます。

○楠本政府委員 私どもは扱いとい  
たしましてはいずれ御指摘を受けたい  
と思っておりますが、まず最初はあま  
り数が多いところから実行をし  
て、その範囲に考えずにその成果によ  
りまして逐次業種をふやしていく措  
置をとることが望ましいではないか、か  
ように考えます。特に私どもとい  
ましては、たとい業界から相当な希望  
がございしても、その順位がその性  
質上必ずしも優先しないものもあろ  
うかと存じます。従ってやはり結果とし  
てはその業態が特にかような組織活動  
を必要とするものから逐次実施して参  
りたい、かように考えております。こ  
れらの優先順位は私どもから考えます  
れば、それが衛生上の基準を守られな  
いためにしばしば国民に相当な御迷惑

をおかけする、あるいはその営業方法  
が場合によると社会悪的方面に発展す  
るといふような点に重点を置いて逐次  
この範囲を拡張していきたい、かよう  
に考えております。

○野澤委員 趣旨はよくわかりました  
が、でき得るならば次会あたりはその  
内容について一応原案を政府当局と御  
相談されて、三種類なり五種類なりと  
いうものを明示していただいた方が  
けっこうだと思えます。ただばく然と  
食品衛生ということになっていま  
す、かなり広範に考えていけますか  
ら、こうした面について当然適用され  
るだろうと思つたら政令から除かれ  
て、期待が大きいだけにつかりする  
業者もかなり出るのじゃないか、こ  
ういう心配から、もしこの施行前に一  
応の筋が立つならばお示し願えればけ  
っこうだと存じます。

なお質問したいことはたくさんあり  
ますが、本日はこの程度にとどめまし  
て次会に保留したいと思えます。か  
らよろしくお願いいたします。

○大橋(武)委員長代理 次会は明十九  
日午前十時より開会することとし、本  
日はこれにて散会いたします。  
午後四時散会